

令和7年度豊橋市市民協働推進補助金（くすのき補助金）審査について

1. 審査の流れ

◎提出された企画案の審査は、以下のスケジュールにより豊橋市市民協働推進審議会が審査、採点を行います。

◎審議会委員1名あたり1企画50点満点です。

(1) 応募書類確認 7月	提出された応募書類の内容について、書面上の不備の有無などを確認します。内容によって団体へ修正を依頼します。
(2) 企画案の質疑応答 書類審査 公開プレゼンテーション 7月	質疑がある場合は応募団体へ書面により照会します。 質疑への回答がない場合は、審査できないこともあります。 提案された企画案について、審議会が書類審査を行います。 書類審査の後、公開の場で申請団体が審議会委員に対してプレゼンテーションを行い、その後審議会委員と対面での質疑応答を行います。
(3) 本審査 公開プレゼンテーション後	公開プレゼンテーションと質疑応答の内容を踏まえて、審議会委員があらためて採点します（事前審査点を見直す）。
(4) 審査結果通知 7月	審議会の審査結果を元に市長が補助対象とする企画を決定し、結果を通知します。

2. 審議会の委員による審査について

(1) 企画案を以下の評価点・審査項目により採点します。

A. 評価点

評価	点数
優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点

B. 審査項目と項目ごとの倍率

審査項目		倍率
公益性	活動が公共の利益に寄与していること。	2.0
必要性	現状把握・分析が的確で需要がつかめていること。	2.0
先駆性	創造的又は開拓的であること。	1.0
専門性	団体の専門性が活かされていること。	1.0
継続性	補助事業実施後の活動の発展・継続性が見込まれること。	2.0
実効性	適正な実施計画・実施体制、資金計画などから事業遂行能力が認められ、市民（地域）への波及効果があること。	2.0

(2) 審査点を集計して採択、非採択を決定します。

審査点＝（A. 評価点×B. 審査項目と項目ごとの倍率）の合計

審査基準点＝審査委員数（10名）×30点（6割）＝300点

※合計点の点数の高い企画から採択し、予算を超えた時点の企画までを採択とします。

※最後に採択となった企画の補助上限は「予算額から先に採択となった企画の補助上限額を差し引いた金額」になります。

※審査基準点以上でなければ採択されません。